

計算書類に対する注記

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方針

該当なし

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

該当なし

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 建物 ②器具及び備品

平成19年3月31日以前に取得したものについては旧定額法、平成19年4月1日以降に取得したものについては定額法によっている。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっている。

(4) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金…全国社会福祉団体職員退職手当積立基金における約定の額を計上
- ・賞与引当金…来期の夏季賞与のうち、算出対象期間12月から3月までの期間に対応する部分を計上

3. 重要な会計方針の変更

「社会福祉法人会計基準の制定について」（平成23年7月27日雇児発・社援発・老発0727第1号3局長連名通知）
に準拠して新会計基準を適用。

4. 法人で採用する退職給付制度

全国社会福祉団体職員退職手当積立基金

5. 事業所の名称並びに拠点区分、サービス区分

- (1) 法人全体の計算書類（第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式）
- (2) 事業区分別内訳表（第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式）
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式）
- (4) 公益事業における拠点区分内訳表（第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式）
- (5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容（第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式）

ア 梅の里拠点

【社会福祉事業】

「法人運営」「企画・広報」「くらしの相談」「ボランティア活動」

「訪問介護」「通所介護」「生活福祉資金貸付」「ふれあいサロン」「社会福祉大会」「なかよし代行サービス」

「居宅介護」「重度訪問介護」「同行援護」「移動支援」「地域活動支援センターⅢ型ゆう」

「日常生活自立支援」「子育てホームヘルパーサービス」「生活困難者に対する相談支援」「行動援護」

「総合訪問A型」「障害者特定相談支援」「障害児相談支援」

【公益事業】

「生きがいデイサービス」「移送サービス」「配食サービス」「法人成年後見」「居宅介護支援」

「生活困窮者自立相談支援」「介護職員初任者養成」

※「訪問入浴介護」、「訪問入浴」の2事業については廃止となる

イ 綾川拠点【社会福祉事業】

「小規模多機能型居宅介護」

ウ もみじ温泉拠点【公益事業】

「生きがいデイサービス」

※居宅介護支援については、R3年度に事業区分が梅の里(社福)から梅の里(公益)へ移行となる

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建 物 (基)	426, 205, 193	0	18, 621, 243	407, 583, 950
定期預金	1, 000, 000	0	0	1, 000, 000
合 計	427, 205, 193	0	18, 621, 243	408, 583, 950

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

該当なし

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

該当なし

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却 累計額	当期末残高
建物	908,749,023	501,165,073	407,583,950
構築物	374,000	87,266	286,734
車輛運搬具	40,543,772	40,260,192	283,580
器具および備品	59,337,800	53,136,980	6,200,820
リース資産	20,248,140	4,500,540	15,747,600
機械及び備品	572,000	149,809	422,191
合 計	1,029,824,735	599,299,860	430,524,875

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

該当なし

1 1. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。

該当なし

1 2. 関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引の内容は次のとおりである。

該当なし

1 3. 重要な偶発債務

該当なし

1 4. 重要な後発事象

該当なし

1 5. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び

純資産の状態を明らかにするために必要な事項

新たなリース資産の計上方法について

会計・介護請求システム端末のリース契約を令和3年度3月15日に交わし、リース料を同年5月から支払始める。

リース料は各事業ごとに費用を按分して支払うが、資産自体は法人運営事業区分に計上する。

従って、リース債務(固定債務)は法人運営事業区分に置き、一年以内返済予定リース債務(流動負債)は該当

している事業区分に計上している。なお、計上日は発生する前年度末日とした。